

平成27年5月11日
健感発0511第4号
健衛発0511第1号

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局生活衛生課長
(公 印 省 略)

「旅館業におけるエボラ出血熱への対応について(通知)」の一部改正について

平成26年12月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課長、生活衛生課長連名通知「旅館業の宿泊施設におけるエボラ出血熱への対応について」により、旅館業の宿泊施設におけるエボラ出血熱への対応について依頼をしているところです。

今般、世界保健機関(WHO)による、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとするため、同通知を下記のとおり改正をいたしますので、その対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

通知前文中「ギニア、リベリア又はシエラレオネ」を「ギニア又はシエラレオネ」に改める。